

消費者事業委員会消費者代表委員及びモニター委員の募集について

1 募集内容

(1) 消費者代表委員

- ア 行政及び市場関係業界と消費者の方々とで構成する委員会への出席（年2回程度）
- イ 電子メールによるアンケートへの回答（年2回程度）
- ウ 随時に意見・要望などを提出
- エ 市場施設見学会への参加等

(2) モニター委員

- ア 電子メールによるアンケートへの回答（年2回程度）
- イ 随時に意見・要望などを提出
- ウ 市場施設見学会への参加等

2 募集人員

- (1) 消費者代表委員 10名
- (2) モニター委員 30名

3 応募要件（下記条件をすべて満たす方）

(1) 消費者代表委員

- ア 平成26年4月1日現在、満20歳以上で、都内在住の方
- イ 中央卸売市場又は地方卸売市場の関係者でない方
- ウ インターネットを利用し、中央卸売市場のホームページの閲覧が問題なくできる方
- エ 個人の電子メールアドレスを有し、電子メールの日本語での送受信、応募の際に記載したメールアドレスでの添付ファイルの送受信、文書作成ソフト（Microsoft Word）及び表計算ソフト（Microsoft Excel）に対応※できる方
- オ 年2回程度平日開催される委員会に出席できる方
- カ 過去に消費者代表委員を経験したことがない方（モニター委員経験者は可。）

(2) モニター委員

- ア 平成26年4月1日現在、満20歳以上で、都内在住の方
- イ 中央卸売市場又は地方卸売市場の関係者でない方
- ウ インターネットを利用し、中央卸売市場のホームページの閲覧が問題なくできる方
- エ 個人の電子メールアドレスを有し、電子メールの日本語での送受信、応募の際に記載したメールアドレスでの添付ファイルの送受信、文書作成ソフト（Microsoft Word）及び表計算ソフト（Microsoft Excel）に対応※できる方
- オ 過去に消費者代表委員又はモニター委員を経験したことがない方

※Microsoft Word及びMicrosoft Excelの対応について

Word については、キーボード入力スムーズにでき、作文等の書類を、簡単なレイアウト調整を行ないながら作成できること、Excel については、作成された様式にデータや文言を記入し、資料として提出ができること、が目安です。

4 任期

依頼する日（平成26年4月上旬予定）から平成28年3月31日まで

5 謝礼

(1) 消費者代表委員

東京都が規定する委員報酬額を支給します。

(2) モニター委員

アンケートへの回答1回につき、図書カード500円分相当を1年経過するごとにまとめて進呈します。

6 応募方法

(1) 消費者代表委員

次のものを文書作成ソフト（Microsoft Word）で作成し、添付ファイルにして以下の提出先まで電子メールで送付してください。

ア 作文

「卸売市場に望むこと」（400字～800字程度）

イ 電子メールの件名

「消費者代表委員の募集について」

ウ その他

住所、氏名（ふりがな）、年齢、性別、職業、電話番号、電子メールアドレス（個人のメールアドレスであること。）を記載したもの

エ 提出先

電子メールアドレス S0000376@section.metro.tokyo.jp

（東京都中央卸売市場管理部総務課のアドレスです。）

(2) モニター委員

中央卸売市場ホームページ（<http://www.shijou.metro.tokyo.jp>）にアクセスし、専用ページからお申込みください。

ア 作文

「モニター委員への応募動機について」（200字程度）を「作文欄」に記入

イ その他

住所、氏名（ふりがな）、年齢、性別、職業、電話番号、電子メールアドレス（個人のメールアドレスであること。）を各欄に記入。

7 募集期間

平成26年1月23日（木）から平成26年2月14日（金）まで

8 選考結果

本人あてに電子メールにて通知します（平成26年3月下旬予定）。

9 費用負担

委員会や市場施設見学会等に要する交通費及び、使用する機器類に係る費用やインターネット接続等の通信に係る費用は、本人負担となります。